

業務資料

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について	・・・ 2
一般貨物自動車運送事業者に対する事業の停止処分について	・・・ 4
＜『TOKYO&AROUND TOKYO』を成田空港でPR＞ 成田空港第2ターミナルにご当地キャラ大集合！	・・・ 6



平成30年12月17日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

労働局からの通報を端緒として、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、平成30年12月17日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業の一部停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：株式会社 久留生商事運輸
- ・ 主たる事務
所 の 位 置：栃木県那須塩原市二区町341-55
- ・ 代表者名：久留生 正人

2. 処分内容

- ・ 一般貨物自動車運送事業の一部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（栃木県那須塩原市二区町341-55）について、30日間の事業停止及び45日車（1両×22日・1両×23日）の車両停止処分。

3. 違反行為の概要

平成30年5月29日及び同年6月15日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）他12件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担 当：飯田、西川
TEL：045-211-7249（直通）
FAX：045-201-8804
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成30年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称 及び主たる事務所の位置	株式会社 久留生商事運輸
	代表者名 久留生 正人
	栃木県那須塩原市二区町341-55
(3) 当該行政処分等に係る 営業所の名称及び位置	本社営業所
	栃木県那須塩原市二区町341-55
(4) 行政処分等の内容	事業の一部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分45日車
(5) 主な違反事項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
(6) 違反行為の概要	労働局からの通報を端緒として、平成30年5月29日及び同年6月15日、監査を実施。13件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2) 健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4) 乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6) 運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7) 運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8) 運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9) 高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11) 定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(12) 運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13) 報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 35点
	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 35点



平成30年12月18日
関東運輸局
自動車監査指導部

一般貨物自動車運送事業者に対する事業の停止処分について

平成30年12月18日付けで、下記のとおり貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業の停止の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者

事業者名：関東西部運輸株式会社

主たる事務所の位置：千葉県野田市木野崎1787-58

代表者：田口 哲士

2. 処分内容

関東運輸局管内全ての営業所について、3日間の事業停止

（本社営業所、茨城支店、栃木支店、埼玉支店、川口営業所、船橋営業所、神奈川営業所の計7営業所）

3. 立入検査の端緒及び法令違反の概要

当該事業者の本社営業所に対し、平成30年7月18日付けで、貨物自動車運送事業の停止及び輸送施設の停止処分を命じました。

事業の停止期間中に、他の営業所においても法令違反の疑いがあるとの情報が寄せられたことから、立入検査を実施しました。

立入検査において、**全ての営業所において、別紙のとおり貨物自動車運送事業法違反が確認**されました。（別紙参照）

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車監査指導部（担当：木内・飯田）

電話：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門誌

【別紙】

法令違反に対する行政処分について

事業者の名称及び主たる事務所の位置	関東西部運輸株式会社 代表取締役 田口 哲士 千葉県野田市木野崎 1787-58	
行政処分の内容	以下の関東運輸局管内7営業所について3日間の事業停止処分	
行政処分対象の営業所の名称及び位置	本社営業所（千葉県野田市木野崎 1787-58）	配置車両数：200 両
	茨城支店（茨城県鹿嶋市大字長栖 1879-395）	配置車両数：41 両
	栃木支店（栃木県矢板市こぶし台 6-2）	配置車両数：44 両
	埼玉支店（埼玉県本庄市いまい台 2-98-2）	配置車両数：40 両
	川口営業所（埼玉県川口市差間 1-22-1）	配置車両数：6 両
	船橋営業所（千葉県船橋市高瀬町 11-7）	配置車両数：35 両
	神奈川営業所（神奈川県綾瀬市小園字北原 1142-2）	配置車両数：34 両

【立入検査を実施した営業所及び法令違反の状況】

	茨城支店	栃木支店	埼玉支店	船橋営業所	神奈川営業所
運転者の過労防止（乗務時間等）	○	○	○	○	○
点呼の実施	○	○	○	○	○
無認可車庫新設	○	○	○	○	○
運行管理者に対する指導監督	○	○	○	○	○
運行管理者講習未受講	—	—	—	○	—
整備管理者研修未受講	—	—	○	—	—
違反点数付与状況	今般の行政処分で付された違反点数				36点
	<u>累積違反点数（関東運輸局管内）</u>				<u>73点</u>

関東運輸局管内の累積違反点数が73点となり、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局公示）に規定する「事業の停止処分」に該当することとなったものです。

※1. 違反点数とは：処分日車数10日車までごとに1点が付されます

2. 付与された違反点数が、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合には、管轄区域内の全ての営業所が3日間の事業停止処分となります。

関東運輸局プレスリリース

平成30年12月19日

関東運輸局



《『TOKYO & AROUND TOKYO』を成田空港でPR》

成田空港第2ターミナルにご当地キャラ大集合！



千葉県マスコットキャラクター

チーパくん



福島県新島八重マスコットキャラクター

「八重たん」



茨城県マスコットキャラクター

ハッスル黄門



富士の国やまなし観光キャラバン隊長

武田菱丸



長野県PRキャラクター

「アルクマ」©長野県アルクマ

国土交通省関東運輸局及び一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会が、訪日外国人に対する広域観光を推進するために使用する共通キャッチフレーズ『TOKYO & AROUND TOKYO』の認知度向上と、広域関東※エリアへの誘客を目的として、成田国際空港第2ターミナル“SKYRIUM(スカイリウム)”において、訪日外国人を対象とした『TOKYO & AROUND TOKYO』のPRイベントを開催します。

※広域関東とは、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の1都10県を指します。

- ・主 催：国土交通省関東運輸局、(一社) 関東観光広域連携事業推進協議会
- ・協 力：成田国際空港株式会社
- ・日 程：平成31年1月16日(水) 12:00～18:00(予定)
- ・会 場：成田国際空港 第2ターミナル [SKYRIUM(スカイリウム)]
- ・参 加 団 体：福島県、茨城県、群馬県、群馬県渋川市、千葉県、千葉県成田市、千葉県佐倉市、埼玉県、新潟県佐渡市、山梨県、長野県 ほか
- ・体験予定イベント

渋川市
いしだんくん

団体名	体験予定イベント
福島県	起き上がり小法師無料絵付け体験
千葉県	兜と陣羽織の試着体験、日本酒試飲
埼玉県	VR機器を使用した観光地散策体験
新潟県佐渡市	金塊のつかみ取り体験

佐渡市
サドッキー佐倉おもてなしキャラクター
カムロちゃん成田市観光キャラクター
うなりくん©成田市2009

※その他、各ご当地キャラとの『記念撮影』や各地の観光PRステージを予定

・取材等

カメラ撮影可能です。取材にお越しいただける場合は、平成31年1月15日(火)17時まで、別紙申込用紙にて連絡のうえ、当日、会場((一社) 関東観光広域連携事業推進協議会ブース)までお越し下さい。なお、撮影にあたっては、イベント参加者が特定されないようご配慮をお願いいたします。

[問合せ先] 国土交通省関東運輸局 観光部 観光地域振興課(担当: 細野、小山、平川)
電話: 045-211-7265 FAX: 045-211-7270

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ、長野県政記者クラブ、関東運輸局記者会(ハイク等専門紙)、物流専門紙、成田空港記者会、成田空港民放クラブ

平成 年 月 日

「TOKYO & AROUND TOKYO」PRイベント 取材申込書

標記イベントについて、取材を希望いたしますので、以下のとおり申し込いたします。

【提出先】 平成31年1月15日(火)17時必着

関東運輸局観光部観光地域振興課宛

FAX: 045-211-7270

MAIL: ktt-ktt-kan-dm@ml.mlit.go.jp

1. 取材希望者のご勤務先/部署名・お名前(ふりがな)

ご勤務先/部署名 :

お名前(代表者) :

2. ご連絡先

お電話番号 :

メールアドレス :

3. その他

以下にチェックをお願いいたします。

ビデオ撮影の希望 ☐ 有り ☐ 無し

カメラ撮影の希望 ☐ 有り ☐ 無し

取材訪問予定時刻(おおよそ) 午後 時頃 当日のスケジュールは、1月第2週にプレスリリースを予定しております。

※必要事項を記入の上、1月15日(火)17:00までにFAXまたはメールにてお申込ください。